

令和7年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

令和7年9月8日（月）

午前 10 時 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【一般質問】	1
日程第2 一般質問	
(1) 9番 山崎 邦 廣 君	1
(1) 酪農畜産振興の現状と今後の取り組みの考え方について	
(2) 1番 竹 花 結 君	9
(1) 地方創生伴走支援制度について	
(2) 学童保育について	
(3) 保育園の給食提供について	
(3) 4番 柴 田 勇 雄 君	19
(1) 人口減少に伴う町行政運営の今後の取り組み施策等について	
て	
(2) 町職員の育児に伴う休暇・休業の取得状況等について	
(4) 8番 辰 柳 敬 一 君	33
(1) 少子高齢化時代の町づくりについて	
(5) 5番 山 岸 はる美 君	42

- (1) 菜たねの作付状況と周知について
- (2) 移住・定住・永住の支援策について
- (3) 小・中学校の配置について

令和7年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和7年8月27日（水）					
再開年月日	令和7年9月5日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年9月8日（月） 開議10時00分 散会14時22分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	山崎邦廣	○
	5	山岸はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹花 結	6 番	姉帯春治		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	星野正人		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野康弘
	副 町 長	觸澤義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触沢 誉
	教 育 長	石角則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫徳彰	病院事務局長	服部隆行
	総務課長	松浦利明	農業委員会事務局長	折本 誠
	いらっしやい葛巻推進課長	大久保 栄作		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待典子		
	健康福祉課長	大石和人		
	農林環境エネルギー課長	遠藤政明		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満議員)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、1 番、竹花結議員及び 6 番、姉帯春治議員を指名します。

次に、日程第 2、一般質問を行います。今回の定例会議には、5 名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて 1 時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間 5 分前にベルを 1 回、制限時間になった時点でベルを 2 回鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、9 番、山崎邦廣議員。

9 番 (山崎邦廣議員)

山崎邦廣です。質問させていただきます。よろ

しくどうぞお願いいたします。

私からの質問は、酪農畜産振興の現状と今後の取組の考え方につきまして、2 点をお伺いいたします。本町の酪農業振興につきましては、これまでの定例会議におきまして伺ってまいりましたが、資材の高騰などの酪農畜産経営に影響を及ぼす要因が現在も続いている状況にあります。

これまでの定例会議におきましては、令和 6 年 3 月会議では、国、県との連携について、物価高騰に伴う農業経営への影響軽減対策、これの効果的な対応についてお伺いをいたしました。そして、令和 5 年 9 月会議では、酪農業の推進について、町の中期的な展望、また令和 4 年 9 月会議におきましては、配合飼料や肥料などの価格上昇による酪農経営への影響を踏まえた今後の酪農振興について伺ってきたところでございます。

町が行っております取組の中では、酪農畜産振興に係る課題についての要望を国、県に対し継続して行っているほか、農業資材の高騰や鳥獣被害防止などに対する農家支援についても、継続して推進されております。

このような中におきまして、農業資材や石油の価格が高止まりのような状況でもあり、また生乳生産量のうち、2022 年の実績では、生産量の 53% を使用している牛乳の消費量、これも減少傾向のようであります。

そこで、次の 2 点をお伺いいたします。1 点目は、酪農畜産振興の現状について、自給飼料生産に対する農家支援とその成果の状況をお伺い

たします。

2点目は、酪農畜産振興の取組につきまして、関係機関との連携を含む今後の酪農畜産振興の考え方についてお伺いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木満議員）

町長。

町長（鈴木重男）

ただいまの山崎議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。ご質問の酪農畜産振興の現状と今後の取組の考え方についての中での1点目、自給飼料生産に対する農家支援とその成果の状況についてであります。町ではこれまでも、足腰の強い酪農経営体を確立するため、耕作放棄地や遊休農地の有効活用、家畜排せつ物の適切な利用による循環型畜産の推進などにより、自給粗飼料の生産性の向上に取り組んできたところであります。粗飼料価格が高騰している状況などを鑑みますと、改めてこれら取組の重要性を感じているところであります。

町では、農業生産資材の価格高騰への短期的な対策として、畜産生産資材価格等高騰対策事業を実施したところであります。令和4年度においては、令和3年度と令和4年度の農業所得の申告の際に経費として計上した肥料費、飼料費、動力光熱費の差額上昇分に対しまして補助金を交付したほか、令和6年度においては、月齢24か月以上

の乳用牛及び肉用牛1頭当たり7,000円の補助金を交付し、厳しい経営環境下にある畜産農家の経営継続を支援してまいりました。

また、長期的な対策としましては、令和2年度から実施している草地更新支援事業について、令和5年度からその支援内容をさらに拡充し、自給飼料の生産性のさらなる向上による経営基盤の強化と安定を図る取組を進めており、この対策は今後におきましても当面継続する考えであります。

この草地更新支援事業の実績であります。令和6年度までに事業を活用した農家は延べ67戸、草地更新実施面積は164ヘクタール、補助金交付総額は2,050万円ほどとなっており、事業実施前と比較しますと、効果の大きかった圃場では収量が2倍ほどに増加している状況であります。

自給飼料の生産性の向上は、輸入飼料の動向に左右されない足腰の強い農業経営を展開していく上でも必要不可欠なものであり、農業経営コストの削減や安定化につながっているものと認識をいたしております。

2点目の関係機関との連携を含む今後の酪農畜産振興の考え方ではありますが、町の酪農産業は、明治25年に乳用牛を導入して以来、先人のたゆまぬ努力によって着実に進歩、発展を重ね、令和4年には乳牛導入130年を迎え、現在、町の基幹産業として地域経済の中心を担っている状況であります。

昨今は、原油価格の高騰、円安の急激な進行、

社会全体の物価上昇の影響による畜産生産資材の高騰などによる厳しい経営環境により、畜産農家戸数、総生乳生産量ともに減少傾向が続いているところであり、酪農畜産を取り巻く状況はかつてないほど厳しさを増している上、当面はこのような状況が続くことが想定されるものであります。

町は、効率的かつ合理的な生産と生乳の高付加価値化を図ることで、100年先まで持続する酪農業を目指した新葛巻型酪農構想を平成26年度に策定したところでありますが、さらに酪農家の生産設備の近代化や分業化による生産構造の改善を促進する支援組織の体制整備のため、平成28年度に関係機関で構成する葛巻町畜産クラスター協議会を設立し、この協議会を中心に酪農構想の実現に向けた取組を推進しているところであります。

これまで協議会では、国の補助事業を活用し、6つの経営体が牛舎の新築、2つの経営体が牛舎の増改築を実施し、飼育頭数の増頭が図られているほか、法人経営体等によるコントラクターの組織化を進め、作業の外部化により酪農家の負担が軽減されているところであります。さらに、肉用牛農家においては、畜産クラスター事業の活用により、優良な繁殖雌牛の増頭や更新が進み、生産基盤の強化が図られているところであります。

町の単独事業では、平成29年度から実施している畜産労働力負担軽減対策事業について、令和6年度から支援内容を拡充したほか、令和7年度

からは新たに畜産暑熱対策事業に取り組んでおります。作業負担軽減や畜舎環境の改善が進み、畜産経営の安定化につながっているものと認識をいたしております。

ご質問の関係機関との連携についてですが、町産業振興協議会畜産専門部会が八幡平農業改良普及センターと連携し、「北緯40度・畜産技術情報」を毎月発行し、飼養管理技術や牧草、デントコーンの効率的な生産などの情報を町内の全畜産農家へ提供し、安定的な経営実現に向けた支援を実施しております。

さらに、県ではいわて農業経営相談センター現地支援チームを設置し、大規模経営体等の巡回訪問を通じて各農家の現状把握を行い、県、普及センター、農協及び町の担当者間で経営状況の情報共有を図っているほか、改善が必要と思われる経営体については定期的に検討会を実施するなど、相互連携を強化しているところであります。

安定した経営を継続していくためには、各関係機関、団体と協議を行いながら、効率的、合理的な酪農生産を進めていくことが重要であり、国、県の対策や事業をしっかりと活用することを前提としつつ、不足する部分の対策については町が補完するよう努めるほか、現状の課題や新たなニーズについては国、県にしっかりと要望を伝え、農家が安心して経営に向かうことができるよう支援し、持続発展的な畜産酪農の取組をさらに進めてまいりたいと、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

山崎議員。

9番（山崎邦廣議員）

ご答弁ありがとうございました、町では、今後とも関係機関と連携し、不足する部分については、特に支援も継続していくと、町長の答弁でございました。本当に心強い限りでございます。

そこで、もう少しお伺いをしたいと思います。粗飼料生産、これは国内生産による価格の安定、これが期待されますが、このほかに望まれることは自給飼料の生産量の安定化でございます。

生産量に影響を及ぼす要因として、主なものでは天候、それから野生動物があります。今年の前半は水不足でありました。気象庁の資料によりますと、1年間の平均気温ですが、100年当たり1.4度ずつ上昇していると記載されております。今年の渇水のような状況、水不足ではありますが、これからも心配をされるところでございます。温暖化によりまして、例えば牛の管理でございますが、兵庫県のように暑さに強い牛の改良を進めているところもあるようでございます。

このような気象、気候変動に対応しながら、酪農畜産経営であります。渇水対策の必要性、先ほど申し上げましたように、今後高まってくる可能性もございます。対策には費用が必要となりますので、経営に影響を与える要因となりますが、短期的には水代の経費、長期的には貯水、水をた

める施設、機材の経費、このような負担軽減の支援、水をためる、確保する資材の購入などが考えられますけれども、将来の渇水対策についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（鈴木満議員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

ただいまの山崎委員さんの質問にお答え申し上げます。質問の中で、渇水の影響による町の支援策ということでの質問でございましたが、今年の気象庁発表の本町の6月から8月までの3か月間の降水量でございますが、205ミリということで、これにつきましては平年の半分ほどとなっております。この少雨の影響によりまして、八幡平農業改良普及センターの提供資料を見ますと、牧草については二番草が例年の2から3割ほどの減収が見込まれる状況でございますが、8月上旬以降の雨で持ち直してきている状況がございましたので、三番草の収量はおおむね平年並みが見込まれるというようなお話を伺ってございます。

デントコーンにつきましても、少雨の影響で生育不良の圃場では減収が一部見込まれておりますが、同じく8月上旬以降の降雨がございましたので、解消が見込まれるものと伺ってございます。

今年の渇水状況を踏まえまして、今後ですけど

も、畜産農家、場合によっては園芸農家等を対象に、渇水に伴う収量の影響等の調査を実施したいと考えているところでございます。あわせて、農家さんによっては沢水などを利用している農家さんもおりまして、そういうふだん水を使っている環境も併せて調査をしたいと考えてございます。

今年の渇水に対する支援策の直接の要望というのは町には現在ございませんが、調査の結果を踏まえまして、今議員さんからご提案あった支援内容など、今後支援策として、必要性などを含めて検討を考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長（鈴木満議員）

山崎議員。

9番（山崎邦廣議員）

ありがとうございます。今後とも対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、同じく安定した自給飼料生産に影響を及ぼす要因、先ほど申しましたもう一つのほうであります。野生動物による食害であります。飼料生産の面積が拡大いたしますと、野生動物による被害面積も増えることが予想されます。このような野生動物による被害を防止する資材の購入支援、これは町のほうで継続して実施されておりまして、有効に活用されているようでございます。

この設置した資材であります、経年劣化も進んできておりますので、このような野生動物忌避資材、この資材の更新に対する支援についてはどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

議長（鈴木満議員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

お答え申し上げます。野生動物の被害に対する購入等の補助事業の内容についてというご質問でございましたが、現在町のほうで実施しております有害鳥獣に対する被害防止補助制度につきましては、電気柵の購入、設置に対する補助でございます、購入経費の3分の2を補助する内容となっております。その際、設置面積1ヘクタール当たり16万円を上限としてございます。この補助内容につきましては、把握している限りでは県内でも最も高い補助率でございますので、今後も事業の推進を図ってまいりたいと思っておりますし、ご質問がありました電気柵等の更新につきましては、現在補助を受けてから5年経過したものであれば補助対象としてございますので、この内容につきましても併せて農家さん等に周知を図りながら、事業の有効活用ということで進めてまいりたいと考えてございます。

質問の中で忌避剤というお話もございまして、これにつきましては、公的な研究機関等による実証の結果は限定的であるかなと思いますし、あと

個人の開発者や企業、自治体などによる報告がよく出ているものと認識してございます。現在の町の制度の中では、忌避剤につきましては補助対象とはしないところでございますが、今後忌避剤に限らず、有害鳥獣に有効な資材等が確認された場合には、補助事業の対象として検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほう賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

山崎議員。

9番（山崎邦廣議員）

引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農家経営に関してでございますけれども、町の手厚い幅広い重層的な支援、経営の向上が図られているわけでありまして、冒頭に申し上げましたとおり、資材等の高騰のような状況、あるいはそのほか農家さんごとの事情もあるかもしれません。様々な農家経営に関する困難に直面いたしますと、新たな収入源の確保も今後大切になってくるのではないかと考えます。

酪農畜産経営の補助的な収入源としたところで見た場合でございますけれども、農家体験学習、これはこれまでも町の取組実績がございます。また、近年国内では、体験型観光というのも行われているようであります。本町がこれまで実績があります体験学習であります。この受入れ支援、あるいは特に農家の受入れ経費、この支援に

つきまして、さらに充実してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木満議員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

お答え申し上げます。ただいま体験学習や体験型受入れということで、農家さん等が受入れする場合の支援策の充実ということのご質問と思いますが、これまで受入れにつきましては、それぞれくまき高原牧場や農家さんでも行った経過がございますけれども、新型コロナ発生以降、やはりそういう体験の受入れが減少している状況にあります。

しかしながら、体験する方が、幼少期の体験が将来就農につながる可能性等もございますので、実際町内でも就農につながった事例もございますことから、農家の皆さんが受入れしやすい環境を整備することが非常に大事なと思っておりますし、後々の農家の後継者対策、それにもつながってくるかなと思っております。

それを踏まえまして、現在の受入れの実態とかの把握を、ちょっと確認しつつ、あとは農家の声や意見なども聞き入れしながら、そのほかの受入れ支援ということで、収入につながる一つのポイントになるかなと思っておりますので、今後、その部分を含めて検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

山崎議員。

9番（山崎邦廣議員）

ありがとうございます。このような経済と申しますか、経営を取り巻く環境の中ではなかなか体験学習の受入れも、人的あるいは金銭的にも負担の影響が農家さんに及ぶかと思いますが、ただいまのお話のとおり、できるだけ子供さんの頃から酪農畜産体験がありますと、やはり後継者の育成のほうにも期待が持てるわけでございます。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それでは次に、関係機関との連携の部分に入りますけれども、これまでも様々な酪農畜産に関する機関、組織等との連携はされてきて、その実績もあるということは承知してございます。それで、町が酪農畜産経営の向上に向けて実施をしている要望活動であります。これにつきまして、もう少しお考えを伺いたいと思います。

飼料価格の高止まりの中ではありますが、やはり頼みの綱は配合飼料価格安定制度ではないかと思っております。この制度は、飼料価格高騰の差額を補填するということではありますが、算定には直近1年間の価格と比較をして算出をする仕組みのようであります。価格が高止まりの状況が続きますと、この制度の効果も薄くなってくるのではないかと思います。

また、肉牛子牛の市場価格も、子牛価格も不安

定のように見えます。子牛価格の下落は経営の圧迫になりますので、肉用子牛生産者補給金、これの水準見直しも含めまして、配合飼料価格安定制度の見直しを県あるいは国への要望項目に含めてはどうかと考えるものですが、お考えを伺いたいと思います。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。配合飼料価格安定制度であります。配合飼料の輸入原料価格が直近の1年間において平均を上回った場合に補填される通常の補填制度と、併せまして輸入原料価格が直近1年間の平均と比べて15%ほどであります。こういった場合に補填される異常補填の2つの段階での仕組みで補償をされているという状況でございます。令和6年度におきましては補填の交付が行われていないという状況にあるものであります。

直近の1年間の輸入原料価格と比較して、上回った場合に補填金が交付される仕組みであるため、現在の価格高止まりの状態では補填金が交付されない仕組みとなっているところであります。おっしゃるとおり、制度の見直しも必要であると、このようにも認識しておるところでありまして、県の町村会におきましても、県の関係機関等々にもそういう要望も併せてしておるところ

であります。

また、県では今年度6月であります、国に対する令和8年度の提言要望ということで行っているわけではありますが、まさに配合飼料価格安定制度の充実を要望しているという状況にあるものであります。町といたしましても、県の町村会等を通じながらありますが、今後もそういう要望をしてみたいと、このように思っております。

また、肉用子牛生産の補給制度であります、肉用子牛の価格が大きく下落したときに生産者に補填される制度でありまして、肉用子牛の生産を安定的に進めていく制度となっているものであります。国が肉用子牛の生産に必要な経費などを考慮いたしまして、品種ごとに保証基準価格を示しておりまして、その価格を下回ると補填金が交付されるという、そういう状況に現在もなっているものであります。

近年の配合飼料価格の高騰に加えまして、牛肉需要の変動等によりまして、和牛子牛の価格が保証基準価格を上回っていても、生産者の経営が非常に厳しい状況も続いていると、そのようにも認識しております。

市場の状況や飼料価格の動向など、農業生産に係る不確実性の高い中、生産者が安心して、そして安定的な経営ができるような、そういう仕組みづくりは重要であると、このように考えておりまして、生産者の意見等もお伺いしながらではありますが、国、県に、そういう検討をしながら今後

の対策を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満議員）

山崎議員。

9番（山崎邦廣議員）

ありがとうございます。要望活動などにつきまして、これからも足並みをそろえて行ってみようと思っております。

これまでの伺った内容につきまして、町の手厚い振興事業も含めまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（鈴木満議員）

一般質問を続けます。

次に、1番、竹花結議員。

1番（竹花結議員）

1番、竹花結です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。今回は、今年度よりスタートした町の新たな取組と、学童や保育所における子育ての環境の現状についてお伺いします。

まず1点目に、4月からスタートしました、国の職員が中小規模の自治体に寄り添い、地域課題の解決を共に考え、支援する地方創生伴走支援制度について、現在の進捗状況をお伺いします。

2点目に、学童保育の充実と利用環境についてということで、現在の利用状況と入所基準、人員体制等の課題についてお伺いします。

3点目に、保育園の給食提供体制について、現在の給食の提供状況と、食の安心、安全における取組についてお伺いします。

以上の3点につきまして、よろしくお伺いいたします。

議長（鈴木満議員）

町長。

町長（鈴木重男）

それでは、ただいまの質問に答弁をさせていただきます。1件目の地方創生伴走支援制度の現在の進捗状況についてお答えをいたします。まず、地方創生伴走支援制度ですが、国が地方創生2.0を推進するために令和7年2月に制度化されたもので、地方創生に関する課題を抱える人口10万人未満の市町村のうち、制度の活用を希望する市町村に複数の国の職員でチームを編成し、職務経験等を生かして地域課題の把握や施策立案の助言を行うものであります。

当町におきましては、地域交通の維持・確保、少子化が進む中での持続可能な学びの環境整備、再生可能エネルギーの活用の恩恵を実感できる仕組みづくりの3つの課題解決について制度の活用を希望したところ、全国約200の市町村の応募の中から選定された60市町村のうちの一つに

選ばれたところであります。

具体の支援の内容であります。3人の支援官の活動期間は原則1年とされており、この間、町の職員と定期的にオンライン会議を開催するほか、直接町を訪れていただきまして、助言や、国の支援制度、他の地域での参考事例のほか、有識者の紹介などを行っていただくものであります。

次に、これまでの状況であります。令和7年2月21日が制度活用の応募期限であり、1か月後の3月15日に選定、4月9日付で支援官が辞令発令を受けており、同月23日には3人の支援官と東京で面談をしたところであります。その後、5月1日には、副町長と主管課であります政策秘書課の職員とオンラインによる顔合わせと今後のスケジュール等について打合せを行い、5月25日から28日までの4日間は現地訪問として、町の現状把握のため、視察及び課題ごとのディスカッションを行い、課題の洗い出しをしたところであります。

現在の進捗状況であります。8月に入り、2度目のオンライン会議を開催し、課題の再確認と、資料収集について支援官と各担当の職員とで協議を行ったほか、毎月のオンライン会議の実施と、9月と2月の現地訪問の日程を調整したところであります。

改めまして、地方創生伴走支援制度につきましては、支援官からの助言や国の支援制度、他の地域での参考事例のほか、有識者の紹介などをしていただくのが制度の趣旨でありますことから、課

題解決に向けた予算措置などを含めた事業化は、今後さらに議論を掘り下げてからの対応となるものであります。

次に、2件目の学童保育についてであります。学童保育は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業に位置づけられ、小学生に授業終了後、適切な遊びと生活の場を提供することを目的としており、町では町内4か所に児童クラブを開設し、学童保育を行っております。

1点目の現在の利用状況についてであります。8月1日現在の通年利用児童は、葛巻児童クラブが28人、五日市児童クラブが9人、小屋瀬児童クラブが2人、江刈児童クラブが7人で、合わせて46人が利用しております。

2点目の入所基準についてであります。対象となる児童は小学校に就学しており、保護者が就労等により昼に家庭にない児童及び健全育成上指導を要する児童としております。

3点目の人員体制の課題についてであります。児童クラブは常勤または非常勤の放課後児童支援員を2名以上配置しなければならないこととされております。各児童クラブには、支援員研修を終えた保育士及び保育士補助員が配置されており、いずれの児童クラブにおいても配置基準を満たしておりますことから、現在のところ人員体制に課題は生じておりません。今後も、子育て世代のニーズに沿った児童クラブの適正運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、3件目の保育園の給食提供についてお答

えをいたします。現在の給食の提供状況についてであります。ゼロ歳児から2歳児につきましては、「子どもの様々な欲求を満たし、生命の維持及び情緒の安定を図ること」との国の保育指針に基づき、個々の園児の月齢や育ちに応じた食事を提供するため、主食、副食を一体的に提供する完全給食方式とし、食事も保育の一環という考えの下、給食費は保育料に含むこととしております。

一方、3歳児から5歳児につきましては、給食費は保護者から実費を徴収することが基本とされておりますが、本町では子育て支援の一環として、副食費を無料とし、主食は家庭から持参していただいておりますのが現状であります。

2点目の食の安心、安全についての取組についてであります。厚生労働省が定める保育所における食事の提供ガイドラインや大量調理施設衛生管理マニュアルなどの関連する通達に沿い、園児への給食提供に当たっては、食材の調達から管理、調理、検食、園児への提供など、一貫した安全管理を行っております。調理室の防虫や消毒などの衛生管理は専門業者に委託するほか、厨房設備の維持管理や検便など、調理に携わる職員の健康管理も厳正に行っており、本年8月に実施されました岩手県の現地指導監査においても、指摘事項はありませんでした。

また、食物アレルギーがある園児は、医師の指示書に基づき適切な対応を個々が心がけているほか、誤飲などの食事中的事故にも保育士が細心の注意を払っているところであり、引き続き園児

の食の安心、安全の取組を徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございました。まず、1点目の地方創生伴走支援制度についてお伺いをしていきたいと思うんですけれども、国の職員の方々が実際に来町され、課題のディスカッションや洗い出しがあったということですが、その際にはどういった意見が出たんでしょうか、お伺いいたします。

議長（鈴木満議員）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

5月の支援官の訪問の際でございますが、5月の時点では、あくまでも現状確認というような意味合いでの来町でございましたので、特段支援官のほうからはどういったというような意見等ではなく、現状を把握していただくというのが大きな目的でございましたので、町の状況をご理解いただくような案内をさせていただいているところでございます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ちょっと地方創生伴走支援制度から外れるんですけども、今年、令和7年度の当初予算において、町では地域課題解決推進事業ということで200万円充てております。こちらの課題というのは、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

竹花議員に申し上げます。ただいまの質問は、議題外にわたっていますので、この質問は受けないということで、質問内容を変えて、もしくは予算委員会のときにでも質問していただければと思います。よろしいでしょうか。竹花議員。

1番（竹花結議員）

分かりました。それでは、4月から制度が始まり、実際に国の職員と対話しての所感や手応えというものはどういったものがあったんでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

それでは、私のほうからお答えいたしますが、まず最初に町長からも答弁しておりますことと重なる部分もあると思いますけれども、伴走支援

ありがとうございます。この地方創生伴走支援制度というのは、問題の道筋、ゴールを設定するのが大きな目的であるというふうに認識をしております。先ほどお答えいただけなかったんですが、地域課題解決推進事業と合わせると、地域交通課題ですとか、再生可能エネルギーの利用についての課題ですとか、飛躍的な効果が期待できると思います。今後のゴールの設定、道筋についての方向性というところを最後お伺いしたいです。お願いします。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

今後の具体的な進め方といいますか、そういうことでございますが、現時点ではそれぞれの課題における取組の方向性につきまして、1つには地域交通でありますし、そういう中で交通体系のリズム化、効率化、方針等を政策として併せて検討していくということ、それから今いろいろ話題にしておりますのが、中心部の自動運転実装までの具体的な検討も併せてしてまいりたいと、このように考えての懇談をしているところであります。

もう一つの脱炭素につきましては、再生可能エネルギーの地産地消をこれまでも検討してまいりました。先月であります、国から方針が示されたところではありますが、データセンター、それから脱炭素産業の集積地をつくるという国の方

針が示されておるところでありまして、GX戦略地域の採択に向けても、そういう面でこの際協議してまいりたいと、このように思っておるところであります。

それから、教育に関しましては、複式学級の効率化、そしてまた山村留学制度をさらに高付加価値を高めるなど、新しい事業、そしてそういう中でのプロジェクトといいますか、そういったふうなもの、教育のカリキュラム等の導入を検討していくということになるものであります。

いずれの課題におきましても、解決あるいは導入には一定の時間を要するものでありますので、様々な規制などを乗り越えながら進めていかなければならないと、このようにも思っているものであります。

こうした中、支援官からは助言あるいは情報提供のみならず、必要に応じた法の制度の改正なども併せて検討していかなければならないといえますか、そういうことも視野に入れながら、いろいろと検討していきましょうという、そういう力強いお言葉もいただいております。できる限り早い時期に成果が出るように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございました。今後のこの取組の成果を大いに期待したいと思います。

次に、学童保育についてお伺いします。現在、長期休暇中のみ利用したい共働きの家庭への対応というのはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。長期休暇中の利用希望ということでございますが、まず前提としまして、利用対象となる児童でありまして、平日は利用していないけども、長期休暇中は利用したい、こういうふうなお子さんがあるということは重々承知しております。このようなお子様に対しましては、定員の範囲内でサービスを利用できるような体制に努めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

では、配慮が必要な児童への対応、体制というのは整っているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。学童保育につきましては、特別な配慮を要する児童への特別な体制措置といったものはございません。であります、利用申込み時に保護者から児童の様子など聞き取りを行いまして、限られた職員の配置、2名でございますが、その中でできる限りの配慮をしているものというふうには承知しているものでございます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございます。もう一点、保護者の産休中、育休中の学童利用制限についてはどのようなになっているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

まず、利用者の関係でございます。まず、この利用につきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいないという条件がついてございます。よって、産前産後休暇につきましては、これは労働基準法上、就労させてはならない期間でございます。

す。よって、実際には家庭におられるわけですが、学童クラブは利用できる、いるんですけども、勤務ができない期間でございますので、利用できるとさせていただいているところでございます。

また、育児期間中については、先ほど申し上げた条件がございますので、この条件には該当しない、育児のため家庭におられる、昼間おられるということから、利用対象とはならないものというふうに承知をしているものでございます。

今後につきましても、法律の利用基準にのっとりまして運営をしてまいりたいと考えております。よって、特段町として現在利用制限をしているという状況にはございません。

以上でございます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございます。制度上の判断基準の違いということは理解できたのですが、実際乳児の世話と上の子の対応を同時に行うことは極めて負担が大きく、現実的ではないという声を多くいただきました。制度の運用が実態に即していないという現状です。制度運用において、実際の育児負担に寄り添った柔軟な対応を行う余地はあるのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

教育長。

教育長（石角則行）

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。まず、学童保育の運営につきまして、町としては町の総合計画後期基本計画の大綱の一つにある子どもを安心して産み育てられる子育て支援の子育ての充実が基本的な考え方を中心にあります。その上で、運営に関しては児童福祉法に基づく、先ほどこども教育課長がお答えしたように、法律に基づく範囲内でやらなければならないという大前提の下で条例を制定し、適正に運営管理してきたものであります。しかしながら、竹花議員さんがおっしゃるとおり、現状に即していないという意見も多いことは伺っております。

そんな中で、近年、同じ児童福祉法の中ではありますが、さらなる少子化による子育て環境や子供を取り巻く養育環境の変化から、保育所の入所に関してこども誰でも通園制度などが運用されるようになってまいりました。今後、こういった法律の改正等も、学童保育に関しましても今後の国の制度の動向等をしっかりと見極めながら、町としても併せて運営を検討し、応じていかなければならないものとは考えておりますが、現在の決められた規則に沿って、現在のところは引き続き安全で安心な制度の、学童保育の運営に努めてまいりたいという考えでありますので、そういった

部分をご理解の上、ご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございます。ぜひ保護者の意見に耳を傾け、子育て世代がストレスなく安心して暮らせる環境づくりに向けた前向きな検討をお願いいたします。

次に、保育園の給食提供体制について伺います。私たちが保育園の頃は、暖飯器の使用があったんですが、現在暖飯器の使用についてはどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。暖飯器の使用についてでございますが、暖飯器が園のほうに設置されているということは承知をしているところでございますが、経年使用によりまして、どうしてもお弁当のほうににおいがついてしまうといったようなことがありまして、近年は使用されていないという状況にあるものでございます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございます。現在でも暖飯器や保温庫を利用して、子供たちに温かい御飯を食べるような環境をつくっている保育園もあるのですが、そういったお考えはあるのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。温かいままで食べさせたいというようなお話もございました。ただ、現在保育室は、冷暖房を完備しているところでございまして、恐らく御飯が悪くなるというか、食中毒のような状況になるような形にはなっていないものというふうに承知をしているところでございまして、冷たくなった御飯を食べさせるのかというようなお話だと思いますけども、現在保育室の環境が良好な状況であるということから、先ほどご質問の暖飯器についての使用については考えておるものではございません。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございます。

では、主食持参方式ということで、今行っていると思うんですけども、こちらに対する保護者の負担や衛生面の課題については町としてどのように認識をしているのでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。国では、給食費については、保護者から実費を徴収するということになってございます。こうした中で町では、副食費については無償化の対象ということで無償化しているところでありまして、主食は持参方式という形を取っており、これは保護者にとって負担だといったところでございましょうが、今後につきましても、これを継続してまいりたいというふうに考えております。

何分保育料の無償化、あるいは在宅子育て支援金など、町はこれまで他市町村に先駆けて様々な子育て施策を展開してきたところでございます。この給食については、子供たちの口に入るものでもございます。ぜひこれについては、親の責任も一つあるような形で残してまいりたいというふうに考えるから、このようになっているものであります。

また、先ほど主食の持参方式について、衛生面

での課題はないのかといったところでございますが、町長答弁にもありましたとおり、岩手県からの指導監査の中において、このような指摘を受けたことというのはないものですから、現行のまま進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1番（竹花結議員）

ありがとうございます。今回保育園の給食の場合ということで、私が様々保護者から意見を聞いた中で、主食費、大体平均して1か月700円から1,000円なんですけれども、これを負担してでも温かい御飯を食べさせてほしいという親の意見が非常に多かったです。無償化ありきではない親の意識の高まりを好機と捉えるべきではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。まず、こちらの保育園の主食の提供ということになりますが、考え方を同じくしますと、小中学校の主食の提供についても同様に考えていかなければならないものという

ふうにご考えてございます。そうした場合に、現在の給食センターには御飯を提供するような形のものはありません。平成 30 年あたりに 1 度試算したことがあります、膨大な費用がかかる、またさらに運搬費用も重ねてかかるといったところで、これについては断念をしたところもございました。というようなことから、現在そのようなことは考えずに、保育園から小中学校の義務教育についてまでは主食持参をお願いしたいというものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1 番（竹花結議員）

ありがとうございます。公平性を重んじるということで、非常によく理解できるんですけども、今保育園の現状としては炊飯器で炊いていて、月に 1 回、お米は持参しなくても給食が提供できる、完全給食を提供できる状況にあります。唯一必要なのは、3 歳児以上のお茶わん、これさえそろえば保育園は完全給食への移行が可能だと思んですけども、できるところから段階的にということで、可能性というのはいかがお考えでしょうか、お伺いします。

議長（鈴木満議員）

こども教育課長。

こども教育課長（触沢誉）

お答えをいたします。確かに月 1 回のお誕生日会とか行事の際は、完全給食となっております。ただ、それは、あくまでも月に 1 回だからできるものでございます。それが毎日となりますと、他の業務への影響等が考えられますことから、そのようなものは現時点では考えていないということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

竹花議員。

1 番（竹花結議員）

ありがとうございました。皆様ご存じだと思いますが、現在、全国の公立小学校における完全給食率は 99.2%、中学校でも 90%に達しており、主食提供は既に教育現場の標準となっています。この数字は、子供の健康と教育の質を守るための社会的インフラとして、全国的に整備が進んでいるあかしです。

この町においても、未来を担う子供たちのために、温かく安心できる食環境を整えることは、町の魅力と信頼を高める大きな一歩であり、段階的な導入は未来の公平な子育て環境をつくるための現実的な一歩になります。温かい御飯を子供に食べさせることは、大人の責務であり、親の責任です。未来を協創するまちづくりの下、保護者の

意見に耳を傾けながら、共に子育て環境を充実させていく社会づくりができるよう強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（鈴木満議員）

ここで11時20分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時07分）

（再開時刻 11時20分）

議長（鈴木満議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、4番、柴田勇雄議員。

4番（柴田勇雄議員）

9月定例会議、一般質問、3番目となる柴田勇雄です。今期質問では、次の2項目を伺います。

初めに、人口減少に伴う町行政運営の今後の取組施策等についてお尋ねをいたします。国では、町行政運営に特に関わりが深い向こう10年の地方創生2.0基本構想を6月13日に閣議決定し、公表いたしました。この地方創生2.0では、人口減少が進む中であっても、全ての人が安心と安全を感じ、新しく楽しい地方の実現を図り、令和の日本列島改造を目指すとしております。過去10年間推進した地方創生1.0では、人口減少対策そのものに集中してきた嫌いがあったとの反省に立

っているようですが、これまで当町がこの制度で支援を受けた魅力いっぱいの10分の10助成事業の地方創生交付金は、自主財源に乏しい町財政に貢献し、まちづくりにも大いに効果があったと認識しております。

当町は、昭和30年に1町2か村が合併し、今の葛巻町の誕生ですが、当時、文化のバロメーターと言われた乳児死亡率が超高率での推移や、財政基盤が脆弱で予算編成に窮した財政難時代を経るなどなど、数々の苦難を乗り越え、今年70年を迎えたと回想しております。

町の人口減少ですが、合併間もない時期から既に始まっていると思われまます。当時の人口ピークは1万6,000人近くあり、現在は約5,000人の小規模の町になっております。これに併せ年少人口、生産年齢人口が縮小、町全体の高齢化率が50%超えの超少子高齢の町の実態となっております。町を構成する各集落の人口も、出生数がなかなかなく、若者が少なく、高齢化率50%ぐらいの限界集落と呼ばれる地域が年々増えている厳しい現実があります。

人口減少は、様々な分野において人手不足が生じ、買物、医療、福祉、交通、教育等、日常生活に不可欠なサービスを維持することが難しくなっており、住民の生活の安心、安全を守ることの重要性が一層増しております。人口減少に直面している次に係る町行政運営の今後の取組施策等について伺います。

1つ目に、町村合併後70年の人口推移と将来

の人口推計について伺います。

2つ目に、町の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移と年少人口指数、老年人口指数の推移を伺います。

3つ目に、町の基幹産業であります酪農業の後継担い手確保の取組施策について伺います。

4つ目に、縮小化が進む町商工業の振興施策について伺います。

5つ目に、町一円で進行する空き家、空き店舗等対策の取組について伺います。

6つ目に、若者の流出を防ぐや一旦出た若者が戻りやすい地域づくりの町施策について伺います。

7つ目に、人口減少に伴う身の丈に合った財政運営戦略について伺います。

次に、2項目めの町職員の育児に伴う休暇、休業の取得状況等について伺います。日本国内の職場において、最も休暇制度に恵まれているのが地方公務員ではないかと言われております。地方公務員は、国家公務員と同程度の休暇制度とされておりますが、転勤がない、または小さい範囲であるため、休暇を有意義に使用することができるとも言われております。

町職員の育休等制度については、地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律、労働基準法等に加え、町の条例、規則等に規定され、運用されております。職員や職員の子の福祉が増進されることによって、継続的な勤務を促進し、町行政の円滑な運営に資することができると思

われます。

近年、特に少子化等の影響を受け、子育てしやすい環境づくりの面から、職員の育休制度が徐々に充実されてきているとされております。そこで、次に係る町職員の育児に伴う休暇、休業の取得状況等について伺います。

1つ目に、町職員の現在の育休制度の主な内容について伺います。

2つ目に、町職員の男女別育休取得状況について伺います。

3つ目に、男性町職員の育休取得促進の方針等について伺います。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

議長（鈴木満議員）

町長。

町長（鈴木重男）

ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたします。1件目の人口減少に伴う町行政運営の今後の取組施策等について、1点目の町合併後70年の人口推移と将来の人口推計についてであります。本町の人口の推移につきましては、町村合併した昭和30年の国勢調査では1万5,558人であったものが、昭和35年の1万5,964人をピークに減少に転じ、平成17年にはピーク時の約半分、8,021人、直近の令和2年国勢調査では5,356人となり、町制70周年を迎えた今年4月1日現在

の住民基本台帳人口では5,217人、ピーク時の3割程度まで落ち込んでおります。

次に、将来の人口推計であります。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した日本の地域別将来推計人口によりますと、5年後の令和12年に4,385人、令和22年に3,315人、令和32年には2,389人となり、25年後には現在の半以下になると予想されております。

2点目の町の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移と年少人口指数、老年人口指数の推移についてであります。それぞれの推移につきましては町の総人口に対する比率で申し上げます。15歳未満の年少人口は、昭和30年が41.3%、昭和35年が43.6%、平成17年が11.0%、令和7年が6.5%で、この70年で約35ポイントの大幅な減少が見られます。15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、昭和30年が53.7%、昭和35年が51.0%、平成17年が53.8%、令和7年が42.4%で、約10ポイントの減少となっております。65歳以上の老年人口は、昭和30年が5.0%、昭和35年が5.4%、平成17年が35.2%、令和7年が51.1%で、46ポイントという大幅な増加となっております。

次に、年少人口指数、老年人口指数の推移についてであります。年少人口指数は生産年齢人口に対する年少人口の割合を示した比率のことで、昭和30年が77%、昭和35年が85.5%、平成17年が20.4%、令和7年が15.3%となっております。老年人口指数は生産年齢人口に対する老年人口

の比率で、昭和30年が9.3%、昭和35年が10.5%、平成17年が65.5%、令和7年が120.7%となっており、この20年間で高齢化が急速に進行していることを示す値となっております。

3点目の町の基幹産業である酪農業の後継担い手確保の取組施策についてであります。町では、基幹産業担い手確保事業として、県立高等学校及び県立農業大学校等の学生を招き、酪農の現場を体験する牛とミルクのお仕事見学会を令和2年から実施しております。町の各種事業の紹介や実際に生産現場で作業を体験していただくとともに、若手農業者や女性酪農家で組織する団体との交流を通じ、本町の酪農の魅力発信と理解を深めていただく機会を提供し、将来の担い手の育成、確保を図っているところであります。

また、新規就農及び親元就農につきましては、国の補助事業等による施設整備や機械導入、家畜導入などに係る支援制度がありますことから、これらの制度を広く周知しながら、酪農業の後継者と担い手確保に努めているところであります。

4点目の縮小化が進む町商工業の振興施策についてであります。本町の商工会の会員数につきましては、平成22年に288事業所の加盟がありました。本年4月時点では174事業所となり、この15年間で114事業所が廃業等により減少しております。これは、人口減少に伴う市場規模の縮小や後継者不足等による影響が大きいものと考えられ、町の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれているという認識を持つ

ているところであります。

こうした中、町では、令和6年度には中小企業及び小規模企業振興基本条例を策定するなどし、地域の商工業は町民の暮らしを支える基盤であるとともに、地域経済の活性化には不可欠であるという認識に立ち、その振興に鋭意取り組んでいるところであります。

具体的には、町の商工業者を支える町商工会に対する運営事業費の支援をはじめ、町内事業者に対しまして、商店等設備導入支援事業及び中小企業振興資金融資制度の利子及び保証料の補給による持続的な経営の支援、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業による経営品質の向上や経営革新等の支援、快適な住まいづくり応援事業、特産品販売促進事業、エンジョイチケットの販売支援などによる地域経済の回復と消費拡大を促進するための各種支援策を講じているところであります。

また、まちなか活性化協議会が主体となり実施するまちなかイベントへの支援のほか、くずまきDMO事業における歩きまわりたくなるまちなかを推進すべく、旧遠藤邸等を中心とした若者によるにぎわい創出イベントの開催や女性起業家の育成支援を継続して実施してきたところであります。

今後とも、こうした支援策と関係団体等との連携を一層強化することで、地域資源を活用した産業振興を総合的かつ着実に進め、商工業の持続的な発展とにぎわい創出を図り、活力あるまちづく

りを推進してまいります。

5点目の町一円で進行する空き家、空き店舗等の対策の取組についてであります。町では、空き家対策としまして、平成22年度から空き家バンク制度を創設し、これまで70件の物件が登録されてきたほか、空き店舗対策につきましては平成30年度から空き店舗バンク制度を創設し、これまで3件の物件が登録されております。

未登録の空き家等の現状としましては、ふだん空き家となっているものの、所有者の一時帰宅先としての利用、店舗兼住宅におきましては、店舗部分は空き店舗であるが、住宅部分に居住しているもの、相続手続が適切に行われておらず、活用ができないもの、荷物などの残置物の整理がされていないもの、経年劣化や設備の故障等により修繕を要するものなど、様々な事情により空き家、空き店舗の活用ができないケースもあるものと感じております。

こうしたことから、町では空き家の利活用を奨励するため、物件所有者に対しましては、空き家バンクに登録する空き家等の相続登記等に係る経費、空き家の残置物処分に係る経費、空き家の修繕及びリフォームを行う経費の一部を助成するほか、物件購入者に対しましては購入費用の一部を補助し、空き家等の利活用が進むよう対策を講じているところであります。

空き家、空き店舗等の対策につきましては、引き続き空き家バンク、空き店舗バンク制度を広く周知することで、登録物件と利用希望者とのマッ

チング支援に取り組み、空き家等の解消に努めてまいります。

6点目の若者の流出を防ぐや一旦出た若者が戻りやすい地域づくりの町の施策についてであります。町では、葛巻町総合計画後期基本計画におきまして、15歳から19歳の人口に対する20歳から24歳人口の比率である若者定着率について、令和4年度の32.5%から令和9年度には40%に引き上げることをKPIに掲げ、子育て世代のUIターンや移住者の確保に努めるとともに、若い世代の人口流出を抑制することにより、人口の社会増を目指しております。

若者の流出を防ぐ具体的な取組といたしましては、仕事では酪農やワイン、林業といった町の基幹産業や地域資源を生かした産業を振興することで雇用機会の創出を図るとともに、町内企業ガイダンスの開催や雇用拡大所得向上支援事業などによる就労支援を行っております。

住まいでは、安心して暮らせる住環境整備のほか、40歳未満の若者が民間アパートに入居する際の家賃の一部を補助する若者定住家賃補助事業による暮らしの支援を行っております。

結婚から出産、子育てまでは、新婚ライフサポート金やウェディング祝金、子供の人数に応じた出産祝金の支給のほか、保育料の無償化や子供の医療費助成を高校まで拡大するなど、若者世代が子育てしやすい独自の支援策を展開しております。

また、くずまき型DMO事業では、町民、企業、

団体、行政関係者などが一体となって町の魅力を発掘、発信した活動を進めており、町内の若者や高校生が主体となって、若者が住みたくなる町の実現に向けた課題解決に取り組んでいるところであり、こうした取組を総合的に推進することで、若者の町外転出の抑制を図っているところであります。

一旦出た若者が戻りやすい地域づくりの具体的な取組といたしましては、子育て世代や定住希望者への住宅取得支援、定住、雇用促進のための住宅整備と適切な管理、空き家バンク登録制度や空き家リフォーム支援などにより、若者世代が定着できる住環境の充実に努めております。

また、移住コーディネーターの配置や移住相談会の実施、移住者に対する奨励金の交付など、若者世代のUターン希望者への支援を進めるとともに、今年度からの新たな取組としまして、盛岡広域振興局と連携し、葛巻高校の山村留学生を含む全国で活躍する卒業生を対象とした交流イベントを東京都で開催し、町への移住や帰住の意識づけを図る取組を行ったところであります。

このほか、新たな起業や6次産業化の取組に対する助成制度を設け、町を出て身につけた技術や知識、経験を基に町で工房などを構えていただけるよう支援しているところであります。なりわいの創出と併せて、夢の実現や新たな挑戦を後押ししております。

今後も若者の町内定着と一旦町を出た若者が戻りやすい地域づくりを推進するため、定着と帰

住を促す取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

7点目の人口減少に伴う身の丈に合った財政運営戦略についてでございます。町の平成22年度以降の歳出決算額は、平均で約65億円前後の規模で推移してきましたが、近年は葛葉荘、高齢者福祉センター、複合庁舎くずま〜るなどの施設整備が続いたことから、決算額が大きく膨らんできました。また、こうした近年の施設整備の集中により地方債借入残高が増加し、それに伴う公債費も増加している状況ではありますが、令和6年度決算における財政指標を見ましても、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っておりますことから、町の財政運営はおおむね良好であると認識をいたしております。

一方で、今後の人口減少に伴う財政運営への影響としまして、町の自主財源となる町税等の税収の減少が見込まれるほか、国勢調査における人口を用いて算定する普通交付税の減少が見込まれるところであります。

こうした状況における今後の財政運営戦略としましては、町の最重要課題と位置づけている人口減少対策、地方創生に関する施策を最優先に実施するとともに、デジタル技術を活用しつつ、社会構造の変化や人口減少に対応した持続可能な地域社会の構築に向けた施策を積極的に実施するために、各施策の優先順位を洗い直し、ハード事業とソフト事業のバランスを取りながら、効率的に事業展開していくことが重要であると考え

ております。余剰財源等を活用しました基金の積み増しや地方債の繰上償還などに取り組むことで、弾力性のある安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

2件目の町職員の育児に伴う休暇、休業の取得状況についてお答えをいたします。1点目の町職員の育児制度の主な内容についてであります。現在、職員の育児に関する制度としましては、育児休業、育児部分休業、子の看護等休暇、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限などの措置を講じているところであります。

育児休業につきましては、対象となる子が3歳に達する日まで取得可能であるほか、育児部分休業につきましては、小学校就学前の子を養育する職員が取得可能で、1日に2時間の範囲で30分単位で取得可能となっております。子の看護等休暇につきましては、対象となる子が小学校3年生修了までの期間において取得可能であり、病気やけが、予防接種、健康診断、感染症に伴う学級閉鎖のほか、入園、入学式、卒園式においても取得可能となっております。

なお、子の看護等休暇につきましては有給休暇である一方、育児休業、育児部分休業につきましては無給休暇となるものでありますが、支援措置としまして、共済組合から育児休業手当金等の支給を受けることができるものであります。また、これらの制度につきましては、基本的に国に準拠した内容であり、男性と女性で取扱いに差異はないものであります。

2点目の男女別の町職員の育休取得状況についてですが、令和元年度以降の状況でお答えをさせていただきます。令和元年度以降におきまして、育児休業を取得することができた職員は、女性で14名、男性18名、合計で32名であります。そのうち育児休業した女性職員は14名、取得率100%、男性職員の取得者は3名、取得率16.7%、全体平均での取得率は53.1%となるものであります。また、平均取得期間であります、育児休業を取得した職員のうち、女性は平均263日間、男性は平均30日間取得しているところであり、取得者全体平均での取得期間は222日間の取得であります。

次に、3点目の男性職員の育児取得促進の方針等についてであります。現在のところ、男性職員の育児休業取得率などの目標設定はしておりませんが、お子さんが生まれ、育児休業が取得可能となった職員に対しましては、男女を問わず、育児関係制度の説明や育休取得の勧奨を行い、制度の認識不足により育児休業取得の機会損失につながらないように努めているところであります。

一方で、育児休業等の取得は職員本人の判断によるものであり、パートナーの意向、育児休業取得に伴う収入の減少、祖父母などの育児に協力してくれる方の存在、その他育児に係る様々な要因を総合的に勘案し、取得の要否、または取得期間を決めているものと認識をいたしております。こうしたことから、町としましては、育児休業等の制度を利用したいと思う職員が希望どおり取得

できるよう、育児関連制度をしっかりと整えるとともに、育児休業取得に係る職員の理解を深め、育児休業を取得しやすい環境づくりに努めることにより、職員が育児と仕事を両立できる職場づくりを目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

細部にわたりましてのご答弁ありがとうございました。人口減少問題につきましては、全国的に進んでいるわけで、特に当町だけというふうなことではないわけですが、特に人口減少防止施策については特効薬はないとも言われているようでございますが、そういったような中でも当町でも、先ほどの答弁のとおり、いろいろな施策は講じているものの、人口減少の防止は図れないというふうな現実があるわけです。多方面にわたっての諸対応策を講じているにもかかわらず、先ほどの答弁の中では、将来的には現在の5,000人から2,300人と、ますます小さくなっていくわけですが、あと残す施策としてはまだまだあるとお考えになっているのか。残すはどのような施策が必要で、増えることはないにしても、減少を遅らせていくような施策が何かお考えがあるのかどうか、まず最初にその辺りからお伺いをいたしたいと思っております。

議長（鈴木満議員）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（大久保栄作）

お答えさせていただきます。先ほど町長答弁でもございましたが、町の将来推計人口、国のほうの推計人口ということで、葛巻の分につきましては25年後に現在の半分以下になるということで、2,300人程度というような数値が示されております。県内であれば普代村と同じような人口規模になるというようなことで捉えておまして、この中でさらに詳しい数値等を見ると、非常に驚きを持って見るところもあったので、紹介させていただきますが、例えば15歳未満の年少人口につきましては200人を切るというような状況が示されております。134人というような推計になってございます。あと、15歳から65歳の生産年齢人口ですけど、これも25年後は1,000人を切って815人というような数値、推計値です。あと、65歳以上の老年人口、25年後に1,440人というようなことで推計が示されておるものでございます。

そういった中で、これまでも様々な人口減少対策ということで、各課にわたって幅広い施策を講じてきたわけですが、なかなか下げ止まりというか、人口減少に対しては止まらないということでございますが、ただ10年前に推計した人口推計では、3ポイントくらい改善したという取組結果もございますので、引き続き現在の取組を続けな

がら、必要に応じて様々なご意見を頂戴しながら、新しい施策にも取り組んでいく必要があるものと感じているところでございます。

以上です。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

人口減少の数等の推計ですが、これだけを考えれば、なかなか明るい兆しは見えないわけでございますが、徐々に減っていく中でも、やはり住民の方々が安心、安全、そういったような生活を求めていると思いますので、こういったような諸施策を、事業もさることながら生活の質の向上、そういったようなことが極めて大事なような感じがしてくるわけでございますが。

それからまた、葛巻らしさのいいところを目指さなきゃならないというようなこともあるわけでございますが、先ほども答弁で頂戴しているわけでございますが、代表的なものとしては葛巻らしさの町並み、景観、こういったようなことも徐々に崩れてきているのではないのかなと。そのためには、いろいろな施策を講じている、商工業の振興策とか、あるいは農村景観を保つためには基幹産業である農畜産業とか、あるいは林業の振興策が必要と考えてきているわけですが、今のものにさらにかさ上げしたものが必要になってくるのではないのかなと思っております。

したがいまして、特に代表的なものを例として申し上げさせていただいているわけですが、商工業のさらなる振興策、あるいは基幹産業の農畜産業、林業の振興策、これが目玉になってくるのではないのかなと思っておりますが、これが衰退を続けますと、なかなか元気が出てこない町に落ち込んでくるというふうに考えております。先ほどの答弁のみならず、もう一度、さらに商工業の振興策と農村景観を保つための基幹産業である農畜産業、林業、この振興策をもう少し具体的にお聞かせをいただきたいと、このように思います。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

それでは、お答えいたします。今回の人口減少、特にもやはり地域資源を生かした魅力あるまちづくりと申しますか、そのことが基本であろうということで、今おっしゃっていただいていると、このようにも思っておるところであります。まさにそういうことでございまして、町の持っている魅力、ミルクとワインとクリーンエネルギー、これに果敢に挑戦しながら、その中での地域の魅力を引き出しながら、これまでも併せて取組をしてきたものであります。特にも若者の受入れ態勢と申しますか、そういう中におきましても、様々な住宅問題であり、あるいはそういう方々が企業に

勤めやすいような、そういう支援等も、企業に対しても支援してまいりましたし、そういう取組もしてまいりました。

いずれ先ほど来町長からも答弁しておりますような対策をしっかりと進めてきたと、このように思っておるところであります。と、いいましても先ほど言いましたように、今一步先駆けて町が取り組んできた対策等が、その後国の制度化されておる部分もたくさんございまして、そういう中での一步進んだまちづくりという観点から言いますと、どうしてもそういう面では各町村とも同じ取組をしているという部分等にもなっております。

例えば子育て支援につきましても、町が先駆けて対策を、保育料の無料化であったり、あるいは子供たちの学校給食の無償化であったり、さらには就学時に係る経費の80%ほども、五、六年前から対策を講じてきたわけでありまして、それに近い対策等々がまさに今度は国のほうでも様々な対策として進めることによって全自治体が同じような取組を進めているという、そういう観点での視点から見ますと、一步進んだという形のまちづくりがしにくいような状況にもなってきておるものでありますけれども、これにつきましては果敢に挑戦していかなければならないと思っておるところであります。

特にもそういう中では、一つの新しい方向として見えてきているのは、山村留学生が、山村留学制度を導入してから11年目になるわけでありま

すが、その中で高校生が首都圏の大学を中心に入学している、あるいはそういう企業に就職されているというような状況も多く見えてきておりまして、その中で町の今の状況も、取組状況等もPRするといいますか、紹介する機会も年に何回もつくっておりますが、そうした中で皆さんが、山村留学制度を利用した生徒の皆さんであります。今ちょうど大学のインターンシップ事業ということで、これにつきましては県内の企業、そしてまた当然葛巻にもおいでになっていただく、そのほかに高校生に対して自分たちの情報を提供していただく、さらにはやはりその時点で3年間滞在した葛巻の魅力という部分もしっかりと捉えていただいて、そのことが結果として周りの友達等も誘いながら、そういう動きも出てきておるところであります。まさにそういう動きを町としてもしっかりと捉えながら、町の魅力を高めていく、そういうことに取り組んでまいりたいと思っております。

特にそういう面では、基幹の産業であります酪農につきましては、葛巻型酪農構想ということで、構想を平成26年に策定しているわけですが、その成果の部分も一部今日も答弁させていただいている部分があるわけですが、まさに取組をしっかりと、また酪農家の皆さんとも一緒に構想の理解に努めながら、新たな、今の町の状況を踏まえながらの、どうしても規模拡大といいますか、そういう構想の実現のためにやはりしっかりと今後取り組んでまいりたいと、このよ

うに思っておるものであります。

そういう取組を、今岩手大学が県北地域の酪農振興といいますか、これに係るプロジェクトを進めていただいております。まさに葛巻をフィールドとして今後の10年先の酪農の在り方といいますか、そういう面では消費者も含めての酪農振興の在り方、こういったふうなことも進めておりますので、併せてそういう取組等も進めながら、先ほどお話ありましたような町の次の時代につながる基幹産業をまずしっかりとしながら、併せて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

分かりました。ありがとうございました。いずれこれまでの施策プラス、何かきらりと輝く施策が今後ますます必要になってくるというふうに思っておりますので、これまでの施策にあぐらをかいていたんでは発展はあり得ないと思っておりますので、ぜひまたきらりと輝く町の施策の発掘に全力を挙げながら邁進していただくことが極めて重要ではないかというような視点で質問をさせていただいているわけでございます。

一番手っ取り早く分かりやすいのは、今も答弁の中にありました山村留学等の導入、これなんかまさしく、例えばこれがなかったら現在の葛巻高

校の存続問題がどうなっていたか分からないなどと、非常に苦境に立たされていたのではないのかなど。こういったようなプロジェクトを組んだ事業の導入など、極めて大事かと思っておりますので、こういったような新しい企画力を存分に発揮しながらの施策を期待しているわけでございます。

そういったような中で、先ほども申し上げましたが、地方創生 2.0 が公表になっておりますが、この部分については、人口減少が進んでも全ての方が安心と安全を感じて、新しく楽しい地方の実現を目指すというふうなことになっておりますが、この地方創生 2.0 の期待と申しますか、こういったようなのに期待して、また施策に呼応していかなければ、財政面で弱い当町でございますから、こういったような地方創生 2.0 の施策をどのような考え方で受け止めているのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

お答え申し上げます。地方創生の 1.0 につきましては、やはり人口減少の基本的な考え方といたしましては、人口減少のめどが立たないままに 10 年が経過しているという状況を踏まえながら、地方創生 2.0 の転換ということになっておるわけですが、どうしても今の状態も、若者、そ

して女性中心に東京圏への人口流出、流入が止まらないという、そういう状況の中で、人口減少に対する深刻な状況になっているということでもあります。

そういう中で、では今 2.0 ではどのように対応していくかといいますと、どうしても地域、地域に定住というのはなかなか難しい状況にあるということ等を踏まえながらわけではありますが、今回の 2.0 におきましてはふるさと住民登録制度ということで、まさに居住地とまた別な自治体にふるさと住民登録をしながら、いわゆる関係人口をどう増大をさせていくかというのが今回の 2.0 の大きな考え方、基本的な考え方であると、このようにも認識しておるところであります。

まさにそういう部分に応えた形といたしまして、先ほども申し上げましたが、山村留学制度の 10 年が経過した中で新たな動きとして、そういう制度に乗った生徒たちがさらに岩手、そして葛巻との絆といいますか、3 年間の中で高校生活、ここの中での生活を送っていただくことによって、まさにそういう状況が見え始めてきているということでございまして、この視点をしっかりと大事にしながら、今後であります、関係人口の増大と一緒に取り組んでいかなければならないと。そして、そのためには、先ほどおっしゃいますように、住民が安心、安全に生活できるまちづくりが基本になって、そういう状況が構築できるものだと、このように思っておりますので、一層厳しい状況にありますが、果敢に挑戦しながら、

そういう状況を構築してまいりたいと、このように考えているものであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

これから実質的に地方創生2.0の事業が始まってまいりますので、ただいまのような決意を持って、ぜひ人口減少にもかかわらず元気ある町というふうなイメージを強く施策として打ち出していただきたいというふうに考えております。

次に、町職員の育児休業等に伴うことですが、先ほどの数値、全国平均と比べれば、この取得状況はいかがですか。良好なほうなんですか、普通なんですか。その辺の関連をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（鈴木満議員）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

育児休業の取得状況ということで、全国的に比較してということですが、女性職員につきましては、答弁でもお答えさせていただいておりますとおり、取得率が100%という状況ですので、こちらのほうにつきましては問題ないかなというふうに思っておりますが、男性職員につきま

しては、令和元年以降につきまして取得者3名ということで、取得率16.7%というような状況でございます。全体的な所感にはなりますが、若干低いほうではないかなというふうに思っています。

やはり今までと大きく違いますのは、男性職員であったとしても、育児に参加するというような風潮が今全体的に高まってきているというような状況から考えますと、もう少し取得率が高まってもいいのではないかなというふうには感じているところでございます。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

分かりました。実は、男性職員の育児休業の関わりですが、ある職場ではなかなか取りづらいうふうな、男性職員ですね、遠慮がちに休業を取らないというふうな。ですから、先ほど申し上げましたとおり、男性町職員の育休取得促進についての方針みたいなもの、国家公務員ではやっているようですので、こういったようなこともあらかじめ管理者のほうから、男性職員の育児、男女、お父さん、お母さんで育てて上げて、人口増にもつながるような工夫をすべきではないのかなという視点で質問させていただいておりますので、ぜひ育休取得の促進の方針等も町で考えていただいて、男性職員がこういったような育休取得促

進につながるような形にすべきではないのかな
と思いますが、もう一度お答えをお願いいたした
と思います。

議長（鈴木満議員）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

男性職員の育児休暇ということでのご質問で
ございますが、人事管理している担当側とします
と、男性にかかわらず、職員がワーク・ライフ・
バランスを実現できるような職場環境の充実と
いうのが非常に大事であるというふうに思っ
ておりますし、特にも休養、休暇という部分に関し
ましては、よい仕事を遂行していくためにも重要
なものであるというふうに認識しております。

そうした中、休養、休暇が取りやすい職場環境
といいますと、まずは職員個々の業務配分、ある
いは業務を補完し合える体制を整えるというこ
とが非常に重要であるというようなことで、今年
度からは係制を廃止しまして、フラット制に移行
したところでございます。フラット制に移行した
ことに伴いまして、各課における職員の業務配分
につきましては所属長の裁量で調整ができ、職員
個々の能力を踏まえながら、より柔軟に対応でき
る環境が整ったというふうに考えております。

また、今後結婚、出産、育児のライフサイクル
を迎える若い職員が増えてきておりますこと、あ
るいは今後、先ほどの話ではないですが、男性職

員の休暇取得の推進などを踏まえますと、これま
で人員管理につきましては職員の退職補充とい
う観点で進めてきたところでございますが、やは
り職員が望む育児や介護の休暇、休養が気兼ねな
く取れるようにしていくためには、ある程度余力
を持った人員管理というのが重要になってくる
というふうに思っております、数年前からです
が、職員の募集に当たりましては若干多めに募集
人員を設定しているというようなところでもあ
ります。

またあわせまして、職員採用試験につきまして
は、今年度におきましては年4回に増やすなど、
職員を確保できるような取組にも注力している
ところではございますが、全国的な公務員離れの
影響、特にも土木技師や看護師などの技術職の採
用につきましては年々厳しさを増しております
で、応募自体がない職種などもございますが、町
では引き続き職員が望む休暇、休養が取れる環
境の整備に努めてまいりたいと考えておりますの
で、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

柴田議員。

4番（柴田勇雄議員）

育児休業等については、男女とも制度にのっと
った中身で取得しやすいような環境、職場の環境
づくりをご期待申し上げて、私の質問を終わらせ
ていただきます。ありがとうございます。

以上、3点についてよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満議員）

ここで昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

（休憩時刻 12時18分）

（再開時刻 13時10分）

議長（鈴木満議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、8番、辰柳敬一議員。

8番（辰柳敬一議員）

私は、少子高齢化時代のまちづくりについてということで伺いいたします。近年、急速に少子高齢化が進んでおります。自治会内でも空き家が目立つようになり、高齢化により様々な活動が厳しさを増しているなどというふう感じております。そこで、次の3点について、今後の町の取組について伺いをいたします。

人口減少に伴う葛巻病院の経営について伺いをいたします。

2つ目でありますが、地域の消防団員の定員確保等について伺いをいたします。

3つ目でありますが、クリーン行動などの自治会活動において、参加者の高齢化と参加者の減少について難儀をしているところから、町の考えをお伺いいたします。

議長（鈴木満議員）

町長。

町長（鈴木重男）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。少子高齢化時代のまちづくりについての中での1点目、人口減少に伴う葛巻病院の経営についてであります。葛巻病院は町内で唯一の公立医療機関として、一般的な外来診療、入院診療のほか、リハビリ、救急医療、在宅医療など、地域住民の皆様の生命と健康を守るために必要な医療サービスの提供を行っております。

一方で、採算性の面から民間医療機関が提供困難な部門の医療サービス提供を担うなど、住民の利便性向上を優先とした対応をしており、経営面では厳しい条件の中で運営してまいったものであります。

こうした状況の中、町の人口と医業収益の相関を見てみますと、町の人口は10年前の平成26年度末において6,796人でありましたが、令和6年度末においては5,217人となり、1,579人、22.3%減となっている一方で、入院、外来を合わせた患者総数は、平成26年度に4万9,051人であったものが、令和6年度は3万5,929人となり、1万3,122人、26.75%の減となっているものであります。

また、医業収益が平成 26 年度に約 6 億円であったものが、令和 6 年度には約 6 億 3,800 万円となり、3,800 万、6.3%の増となっている一方で、医業費用は平成 26 年度に約 8 億 7,900 万であったものが、令和 6 年度には 10 億 7,600 万円、1 億 9,700 万、22.4%の増となっており、これは患者数の減少の要因として、診療が予約制に移行したことや次回の通院まで一定期間が空くことになったことでもあります。人口減少の影響も少なからずあるものと捉えております。

病院が安定的な経営状況の下、町民に充実した医療サービスの提供を継続するためには、医業収益の確保が重要であります。患者数は減少しているものの、収益性の高い包括ケア病床の導入などの対策により医業収入は微増である一方で、物価高騰に伴う医療材料費や光熱水費の増加、全国的な賃上げ傾向を受けた人件費の増加など、医業費用が増加傾向にあり、損失を拡大させる要因となっているものであります。

経営の黒字化の観点のみで捉えますと、診療体制の見直しが有効であるわけではありますが、公立病院である葛巻病院には地域医療を守るという重要な使命があり、町民の命と健康を守るため、患者数や収入の減少にかかわらず、一定水準の医療サービスを継続していく必要があるものと考えております。

人口の減少に伴う患者数の減少は、病院経営にとって想定されるリスクの一つではありますが、地域包括ケア病床の導入による高収益化、地域連携

室の導入による他院からの患者受入れ調整、訪問看護や訪問リハビリの導入、予約診療の導入に伴う効率的な診療体制の構築などの対策も講じながらであります。将来、町外の医療機関を定期的に利用しておられる方々からも葛巻病院に対する理解をさらにいただきながら、人口減少下においても町民に信頼いただける病院として安定的な経営となるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

2 点目の地域の消防団員の定員確保についてであります。まず、消防団員の定員につきましては、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により 346 名と規定しているところであります。令和 6 年度末現在における消防団員の充足率につきましては、団本部、定員が 18 名に対して実数が 10 名、充足率 55.6%、ラップ隊、定員 14 名に対して実数が 12 名、充足率 85.7%、各分団の総定員 314 名に対して実数が 234 名、充足率 74.5%となっており、全体の定員 346 名に対して実数が 256 名、充足率 74%となっておるものであります。

近年、全国各地で災害が多発化、激甚化する中、消防団は地域防災力の中核として重要な役割を担う組織であります。当町の消防団員数は人口減少の影響を受け、平成 26 年度末に 312 名であった団員数は令和 6 年度末には 256 名となり、この 10 年間で 56 名の減となっております。

国では、全国的に消防団員数が減少していることを踏まえ、地域防災力の充実強化に向け、報酬

等の処遇改善のほか、女性団員や学生団員などといった幅広い住民の入団促進に取り組んでいるところでもあります。

町におきましても、令和4年度に団員報酬や出勤手当等の見直しを行ったほか、消防団が所有する資機材等の整備など、消防団員に対する処遇改善に努めてきたところでもあります。消防団は、地域防災の要でありますので、引き続き町民の皆さんが消防団に入団しやすい環境づくりのほか、機能別団員や女性消防団員の確保を進め、地域防災力の向上と安全、安心な地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

3点目のクリーン行動など、自治会活動における参加者の高齢化と参加者の減少についてであります。町では、自主的、主体的な地域活動を推進するため、主に平成元年から平成2年にかけて、各行政区において自治会形成を促してきたところであり、結成から40年ほどが経過した現在におきましては、その活動は地域にしっかりと定着するとともに、充実した取組となっているものと認識をしております。

また、自治会等の地域活動を円滑に進めるため、平成18年度に地域担当職員制度を導入し、自治会と町との連携強化を図るとともに、事務的な支援、活動への助言などを通じた人的支援を行い、円滑な自治会活動をサポートしてまいりました。さらに、平成19年度には自治会活動交付金を、平成20年には協働のまちづくり補助金を創設するなど、その活動を財政面から支援してきた

ほか、自治会館の整備や自治会組織の再編など、その時々ニーズに応じた支援を行ってきたところでもあります。この間、自治会活動交付金につきましては、高齢化に伴う負担軽減を図るため、加算交付などの支援も行ってきました。

そのような中、現在の自治会の活動状況につきまして、協創のまちづくり補助金の活用状況を見ますと、地域住民が総参加を原則に、地域の構成員相互の親睦、互助を目的に実施する事業等に補助する結いの再生事業を活用している自治会は、令和元年度実績で20自治会であったものが令和6年度実績で13自治会となり、5年間で7自治会の減となっているところでもあります。この間、コロナ禍の様々な規制、制限に加え、人口減少や高齢化により自治会活動に大きな影響を受けたものと認識しておるところであります。

今後の自治会活動についてであります。引き続きそれぞれの地域において無理のない範囲で自主的かつ主体的な地域活動を推進していただきたいと考えており、町といたしましても、それぞれの活動に対する多様なニーズに応じた財政的な支援あるいは人的な支援を今後も講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

まず、病院経営の問題についてお伺いをいたします。病院につきましては、年々人口減少によって患者数が減って、大変厳しくなっているという状況であります。大体単年度で6,000万円ほどの赤字になるわけですが、裏を返せば、これは町民、病院にかかる人が安くかかれるというようなことにもなるのかなと思っております。そういった中で、院長先生以下、職員の皆さんで、利益確保のために懸命に取り組んでおられるということについては大変高く評価したい、このように思います。

そういった中で、強化プランの中で課題とするのが、いわゆる一般会計からの繰入れですが、それは町民の理解が必要であるというふうに記されております。ただ、やはり毎年4,000万、5,000万、一般会計から繰り入れていただくというようなことで、町民の皆さんが本当に安心して医療を受けられるということでもありますので、このことについても、町が一体となって病院経営を守っているということには私は評価をしたいと思えます。

そういったことで、ただそうは言いますが、累積で7億ぐらいにもなっておるわけでありまして、町として今後その辺をどのように解消していくのか、どういう取組を進める考えなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

病院会計の累積欠損金のこと等もございましたが、まず葛巻病院であります、経営の基本的な考え方と申しますか、であります、地域医療を支える医療機関としての、町長からも答弁しておりますが、葛巻病院の果たす役割というのが非常に大きいものと、このように考えているものであります。こうしたことから、人口減少に伴っての患者の減少であったり、あるいはそういう中であっても、企業会計としての独立採算制の基本的な原則と申しますか、これもしっかりと捉えながら、安定的な経営を維持していくということが重要であると、そのようには認識しておるところであります。

そういう中で、病院経営の安定化ということになりますと、収益の増加であったり、あるいは経費等の節減と申しますか、そういう両面から、やはり病院としても取り組みながらということが一つの基本になるわけですが、そういう中での医業収益の確保という観点からも葛巻病院で様々な努力しておりますので、そういう状況も少しお話をさせていただきますと、診療報酬の高いと申しますか、そういう中では地域包括ケア病床の導入をしたものでありますし、令和6年度からであります。それから、地域連携室ということで設置いたしまして、他の病院から葛巻病院への受入れの強化も病院としてしっかりと図っていたというところ。さらには、病床稼働率の

向上ということにつきましても、先ほどお話ししましたような地域包括ケア病床等々の利用ということの促進も図りながら、そういう取組をしながら、病床率の回転率を高めるといいますか、そういう努め等をしておりますし、また診療報酬の加算といえますか、こういったふうなもの等につきましても、病院といたしまして大変努力していただいていると、このようにも思っておるところであります。

そのほかにも、これは平成 25 年からであります、訪問診療であったり、それから令和 6 年からあります、訪問看護であったり、あるいは訪問リハビリ等に取り組みながら、町の医療のサービスの充実にも、そして収益にも努めていただいているというのが今の病院の取組の状況であります。

それから、経費の削減も大きく経営には影響するわけでありますので、この辺についても少しお話をさせていただきますが、近年の諸物価の高騰等に伴いまして、燃料であったり、あるいは光熱水費、それから薬剤費の高騰等が続きまして、そのことがやはり経費の増になっているということ等もございます。

あわせまして、人事院勧告等に準拠した給与の改定も行いながら待遇も図っているわけですが、人件費の総額も上昇しているという、それが全体的なコストを上げているということにもなっているものであります。そういう中にも、節電であったり、消耗品の節約であったり、ある

いは光熱水費等々の抑制、可能な限り、そういう取組をしっかりと進めているところでもあります。

それから、どうしても病院を維持していくためには人材の確保が最もまた大事でありまして、これにつきましても、今全国的にも専門職の人材が不足していると、そういうふうに言われているわけですが、医師確保の取組も強化しておりますし、それから看護職に係るそういう面ではインターンシップ等の受入れも積極的に進めておるところでありますし、そういう中で職員採用の試験なども改善しながら、確保に向けた様々な取組をしながら、人材確保に向けてしっかりと取り組んでもいるところでもあります。

また、退職職員等の再任用であったり、あるいは会計年度任用職員などの様々な手法を用いながらありますが、人員の体制を強化するといえますか、そういう面での、併せてまた人員配置の適正化等々も図りながらありますが、全体としての人員確保の体制も整えているというのが病院の状況になっているものであります。

さらに、不採算の部門であります、この辺につきましても、どうしても不採算部門という収益が伴わないといえますか、実際にかかる部分に対しての収益というのはなかなか難しい分野になるわけですが、そういう面につきましても、町民の医療確保という観点からは単にそれを廃止するというのではなくて、採算部門で得られる収益を不採算部門のほうに振り向けるといえますか、そういう対策等々も取りながら、病院

全体としてのバランスを取りながらの経営を進めていただいているのが今の現状であります。

そうした中に、病院の経営努力はもちろんでありますが、生み難い部分というのが経営の中にも出てくるわけでありますので、そのような部分につきましても、一般会計からの繰入れというのはしっかりと考えていかなければならないと、このように思っております。

先ほど町長からも、町民の生命、健康を守るといふ自治体病院としての役割はしっかり守っていくという答弁をしているところでありますが、まさにそういう最終的には町として経営をしっかりと支えまして、町民が安心して医療を受けられる環境を一層維持していかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

厳しい中、病院経営については、今副町長からお話があったように大変な取組をしていただいている、そのおかげで24時間町民は安心して病院にかかることができる、そういうふうに維持されているというふうに理解をいたしました。

そこで、もう一つであります、自治体病院でありますから、一般会計から4,000万、5,000万繰入れをして健全化を図っておるわけでありま

すが、それは税を投入するから、いわゆる町民の理解が必要だというふうに強化プランの中に書かれてあるわけなんです、その辺をもうちょっと分かりやすくお話をいただければなと思えます、よろしくお願ひします。

議長（鈴木満議員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

町民理解が得られるようにという質問であります、まさに町民、そこに関わる不足分に対しましては一般会計からの繰入れということで、いろいろ話をさせていただいております、それにつきましても政策的に、町長が申し上げておりますように、町民の医療を守るといふ、そしてそういう中での安心、安全なまちづくりをつくりたいという、そういう施策の中で住民からの税金をそこにも活用しながらということ、そういう中では住民の健康を守るといふことの中で理解が得られるものと、このように思っておるものであります。ご理解を賜りたいと思えます。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

一般会計から繰入れをする、そして町の病院を健全化するというようなことは、町民にとっては

大変ありがたい施策であるというふうに私は思います。でありまして、その辺についても、病院の努力と、あるいはそういった一般会計から繰入れをしてまでも自治体病院をしっかりとものにしていくというようなことを町民に理解をしていただくような、そういったことも必要だと、そんなふうに思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから次に、2番目でありますが、消防団についてであります。今消防団員の確保が大変難しい。先日も岩手日報で、全国的に不足をしているということでありました。そういった中で、ちょっと葛巻の場合は寄附によって予算が組まれています。そういったことから、空き家が各分団大変増えてきているなど。10戸、20戸と空き家が出てきている。そのことによって、うちはあるんですが、なかなか寄附をもらうのが困難。連絡の取り方とか、そういったものが困難であります。でありますので、今後でありますが、その辺については盛岡とか仙台とか、そっちに後継者とか、そういう方がおられるわけありますから、できれば事情をお知らせして、口座に振り込んでいただくような方法も一つとしてはいいのかな。なかなか班長さん方が消防の寄附金を集めるといっても、なかなかちょっとできないなというようなお話もありますので、その辺についてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたい。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

お答え申し上げます。消防団の経費につきましては、基本的には町の予算で見ているというのが基本になるかと思ひまして、寄附金によって運営しているという状態がどうなのかという議論もあるところだということには承知しております。それを例えば強制的にいただくようなことがどうなのかという議論もあるかなということはあると思ひます。

したがいまして、各分団での財源の確保、寄附どうのこうのということについては町では申し上げないんですが、基本的には町のほうで分団に係る経費はこれまでも負担してきた部分がありますので、それらの拡充を図る必要、本当に必要であれば、そういったことも必要なのかなというように思っているところでございます。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

ありがとうございます。

それと、もう一つであります。私もずっと長く消防をやってきました。私がやっていた頃は、いわゆる可搬を台車に積んで、そして遠くへ行くときはトラックをお願いして、トラックに積んでというような時代でありました。現在は、常備消

防も整備され、そして積載車も車に、全て新車であります。そういったことから、昔から見ると大きく変わっております。常備消防もある、積載車も新車がもう配備されている。

そういった中で人口減少、いわゆる団員の確保が非常に厳しい。でありますから、全体を、組織そのものを見ながら変えていくことも、これからはもう人口減少になったような消防団組織、岩泉さんとか岩手町さんでは何部の何分団みたいなこともやっておられますが、先ほど町長からは人口減少によって、あるいは高齢化によって、いろんな補助金を出しながら、これまでもずっとやってきたということではありますが、ただこれだけ人口が減ってきて、団員も確保が難しいとなると、組織そのものの在り方、いわゆる今までずっと昔からのとおりの分団の数なわけではありますが、そういったことも必要になってきたのではないのかなというふうに思うんですが、ちょっとその辺の考え方を伺いしたいと思います。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

お答え申し上げます。団員数の減少というのは、ご説明申し上げましたとおり、進んでいるところでございまして、操法の大会などは各分団で単独チームで出せなくて、合同で出したという事例がここ最近では生じてきているところであります。

す。

したがって、そういったことを考えれば、中長期的には分団の再編を考えていかなければならないのかなという時期が来るかと思いますが、ここを短期的に、すぐにどうのこうのというのは、皆様のご意見を聞きながら今後検討していかなければならないのかなということで、現時点では大きくは、そのようなことは考えていない状況でございます。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

理解をいたしました。人口減少になったような、あるいは高齢化になったような、そういった将来的にはぜひ検討をしていただきたい。

それから、クリーン行動、自治会活動であります。特に江刈地区は堤防が整備され、河川まで大変面積が多いわけでありまして。したがって、草刈りをすると、やっぱり刈った後というのは気持ちがいいわけなんですありますが、近年どうも高齢化、あるいは人がいなくなっているというようなことで、大変その辺が厳しくなっております。1級河川でありますから、県、国あたりと相談をしながら、今自動で刈れる、傾斜なんかを刈る機械なんかもあります。なので、そういったことも考えながら、何とか負担を軽減していただくようなことも必要かなというふうに思っております。

ます。何とか自治会長会議あたりでどういうものが課題なのか、そういったことを吸い上げながら、前向きにいい方法になるように、ぜひともその辺を検討いただきたい、そういうふうに思うんですが、その辺の考え方についてお伺いをいたします。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

お答えを申し上げます。クリーン行動と、河川につきましては河川の管理者がいるわけで、自治会のボランティアのような活動で草刈りをしている側面もあるかと思えますし、お金をもらって草刈りをする事例も何年かに1度あるようなことも聞いております。自治会の活動として活動ができないのであれば、基本的には管理者で管理することになろうかと思えますので、そういったことは今後自治会の声を聞きながら、いろんな関係方面の方々と相談していくべきところではないのかなというように考えているところでございます。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

大変難しい問題だとは思いますが、でもや

っぱり近年は、自治会によってはちょっともうできないということでやめられた自治会もあります。あるいは、やはり自治会から連絡が行きますと、多少具合が悪くても出て刈り払いをやる、そして暑さによって亡くなるというようなことも発生をしております。特に今年の堤防を焼く、焼くのもやっぱり焼いた後はとってもいいんですが、今年度は大船渡でああいう火災があったことから、恐らく相当の自治会が火入れはやらなかったという実態もございます。

地域が大変高齢化と、人がいなくなっております。それでも今日は草刈りだよという、無理をしても出なければというような感じにもなっておりますので、今は機械を離せば自分でも刈る、そういう機械もどんどん出ておりますので、そういったこともひとつ工夫をしながら、自治会でもやっぱり自分の周り自分できれいにするというのは、これは何らそれに反対するものではないんですが、ちょっと近年人が少なくなって、あるいは高齢化して、非常に運営が難しくなっておりますので、ひとつその辺を何とか検討をしていただきたい、そのように思いますが。それと、大変暑さが続くようになって、本当に命に関わるような、そういう作業になっておりますので、ぜひ検討していただきたいな、そんなふうに思うわけですが、もう一度どうかその辺についての考えをお伺いしたいと。

議長（鈴木満議員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

お答えを申し上げます。例えば道路の草刈りもやれなくなっている自治会があるというような情報は入っているところでございまして、そういう実情があることは承知しております。基本的には、それぞれの道路であり河川であり、管理者がやることをございしますので、ボランティアとしての自治会活動との兼ね合いを検討しながら、管理者といたしても、町の部分もありますし、県の部分もあります。それぞれありますので、情報共有しながら、今後の地域の美化活動というか清掃活動、そういったことについては考えてまいりたいというように思っているところをございします。

議長（鈴木満議員）

辰柳議員。

8番（辰柳敬一議員）

ありがとうございます。人口減少、こういう時代を迎えて、高齢化が大変進んでおりますが、でも全ての組織を、きちっと課題を見つけて解決することによって、すばらしいまちづくりができるものと、このように思います。ぜひそのように努力をしていただきますようお願いを申し上げます。終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（鈴木満議員）

次に、5番、山岸はる美議員。

5番（山岸はる美議員）

本日最後になりますが、それでは通告しております3件について、町当局の考えを伺います。

1件目ですが、菜種作付状況と周知についてお伺いいたします。1問目ですが、高齢化に伴い、1次産業の規模縮小または経営中止などにより、遊休農地を発生させない手だてとして菜種の作付が推奨されていますが、作付面積と農家戸数の状況について伺います。

2問目ですが、町内産の菜種油の商品としての販売、利用状況について伺います。

2件目ですが、移住、定住、永住の支援策について伺います。町民の方々の快適な住まいづくり支援事業があります。また、人口減少に歯止めがかからない中でも、地方や田舎暮らしを求めて移住、定住してくださる方々もいらっしゃいます。町が整備した住宅もありますが、空き家バンクの活用も大変好調と聞かれます。

しかしながら、前所有の状態での入居には水回りや改修が必要になると思われれます。また、物価高が長引く中で建築資材も高騰しており、新築住宅の着工件数も伸び悩んでいると聞きます。そこで、3問についてお伺いします。

1問目ですが、快適な住まいづくり応援事業、水洗化普及支援事業の制度利用状況について

て。

2問目ではありますが、空き家バンク登録件数の状況と、これまでの実績について。

3問目ではありますが、新築住宅支援として、町有地の分筆等の考えについて伺います。

3件目ではありますが、小中学校の配置について伺います。町内には、小学校5校、中学校3校が配置されております。内訳ではありますが、小学校5校の1年生は14人、2年生が22人、3年生が17人、4年生が19人、5年生が22人、6年生が42人、中学校3校では、1年生が25人、2年生が27人、3年生が35人在学しております。町からの手厚い支援を受けて、快適な中で児童生徒は学習や部活動に励んでおりますし、優秀な成績を収めております。近隣の自治体では、生徒数減少による統合あるいは協議を持っているようですが、町としてどのような構想を持っておられるのか。

以上、3件について町当局の考えを伺います。

議長（鈴木満議員）

町長。

町長（鈴木重男）

ただいまの質問に答弁をさせていただきます。初めに、1件目の菜種作付状況と周知について、遊休農地解消策としての菜種の作付面積と農家戸数の推移についてであります。本町では、農家の高齢化や担い手不足、条件不利を原因とする耕

作放棄地など、遊休農地の増加による害虫の発生や景観悪化などの課題解決を図るため、平成24年度から遊休農地解消対策資源循環推進事業として、遊休農地に菜種の作付を行った農家に対し補助を行い、遊休農地の解消に取り組んでおります。

ご質問の作付面積と農家戸数の推移でございますが、事業を開始した平成24年度でございますが、112ヘクタールであった作付面積は令和6年度には571アールに、農家戸数5戸から18戸にそれぞれ増加している状況であります。増加の要因でございますが、高齢化等により、これまでの作物の栽培が困難になったことや担い手不足による遊休農地の増加のほか、推進事業の周知による効果が考えられるほか、事業推進のために町で汎用性コンバインや乾燥機を整備し、刈取りや乾燥作業などを代行するなど、農家負担軽減の取組を実施していることが菜種の栽培促進につながったものと思っております。今後も、農家の負担軽減を図りながら事業を推進してまいりたいと考えております。

2点目の菜種油の商品としての販売、利用状況についてお答えをいたします。遊休農地解消対策資源循環推進事業で栽培、収穫された菜種につきましては、町が1キログラム当たり200円で買取りを行い、乾燥作業の後、秋田県の業者に加工と瓶詰を委託し、300ミリリットル入りと720ミリリットル入りの2種類の菜種油を製品化しており、それぞれ300ミリリットルにつきましては660

円、720 ミリリットルにつきましては1,540 円で販売しております。

販売状況であります。道の駅くずまき高原や各種イベント時での販売のほか、産直連携あさいちでは抽せん会の景品とするなどし、遊休農地解消対策のPR用でも利用しております。

また、令和6年度には、検査機関による成分検査を実施し、製品の成分表示を行うことで、一般商店での取扱いも可能になったことから、ふるさと納税の返礼品、いわて銀河プラザで実施されるくずまきフェアでの販売、まちの駅くずまきでの販売など、販路拡大に取り組んでいるところであります。

引き続き、遊休農地の解消対策や農村における景観形成の維持に資する栽培品目として、事業の推進に取り組んでまいります。

2件目の移住、定住、永住の支援策についてお答えをいたします。1点目の快適な住まいづくり応援事業、水洗化普及支援事業の制度利用状況についてであります。快適な住まいづくり応援事業は、平成23年に住宅リフォーム応援事業として開始し、これまで助成内容等を見直しながら継続実施している事業であり、町民の皆様から多くのご利用とご好評をいただいております。

現在は、30万円以上のリフォーム工事を町内事業者が行う場合に、補助対象経費の3分の1、最大50万円をくずまき商品券で交付しております。事業開始から15年目を迎えておりますが、これ

までに延べ644件のリフォーム工事に助成を行い、補助対象事業費ベースで総額約14億円、これに対する助成額ベースでは総額約1億2,700万円となっております。また、今年度につきましては、当初予算額を増額して対応しているところであります。

次に、水洗化普及支援事業の制度利用状況についてであります。本事業は水洗化に係る宅内排水設備工事に要する費用に対し補助金を交付し、経済的な理由で水洗化が難しかった世帯の水洗化の推進と、水洗化が促進されることにより、河川や水路といった水域の水質保全と生活環境の向上が図られることを目的としているものであります。

事業の内容であります。補助率は一般世帯で補助対象経費の2分の1で上限を42万5,000円、高齢者世帯等については、補助対象経費の3分の2に相当する額で上限を57万円としており、いずれもくずまき商品券で交付しているものであります。これまでの交付実績であります。平成26年度の事業開始から令和6年度までの11年間で延べ198件、総額7,766万円を交付しているものであります。

2点目の空き家バンク登録件数の状況とこれまでの実績についてであります。空き家バンクは、空き家対策として平成22年度から制度運用を開始し、これまでに70件の物件が登録され、運用されてきたところであります。現在の登録件数の状況につきましては、今年度に入り7件の新規

登録と3件の交渉成立により、登録件数は賃貸希望が1件、売買希望が10件の計11件となっております。これまでの成約実績につきましては、平成22年度の制度開始から現在までの総登録物件70件中、賃貸成立が28件、売買成立が24件となっております。

3点目の新築住宅支援として、町有地の分筆等の考えについてであります。町有地には行政財産と普通財産があり、そのうち行政財産は庁舎用地など町が直接使用する公用財産と、学校用地や道路など住民のために使用する公共用財産があり、この行政財産は原則として売却することはできません。一方、行政財産以外の財産全般は普通財産とされており、民有地と同じように売却することが可能となっております。

町では現在、普通財産である土地を所有しておりますが、基本的に町が所有する財産は、将来的に行政目的に利用する見込みがあるものを所有するものであり、今後において利用する見込みのない土地につきましては、財産の有効活用の観点から売却することも検討してまいりたいと考えております。売却に当たりましては、住民の利便性向上や人口減少対策を念頭に置きながら、空き家バンクや宅地バンクと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

3件目の小中学校の配置に係る町が持つ構想についてであります。初めに、現在の町内小中学校の学校数、学級数及び児童生徒数の状況であります。本年5月1日現在、小学校が4校、21学

級、136人、中学校が3校、10学級、87人となっており、この10年間で小学校は1校減、学級数の増減はなし、児童数は63人の減、中学校は学校数の増減なし、学級数1減、生徒数は45人が減少しております。

また、複式学級の状況であります。小学校は葛巻小学校を除く3校が複式学級を有しており、小屋瀬小学校と五日市小学校が完全複式3学級編制、江刈小学校は複式2学級を含む3学級編制であり、中学校は複式学級の編制はございません。

県内では、令和6年5月1日現在で、小学校266校中71校が、中学校では144校中5校が複式学級を有している状況にあります。

次に、町内小中学校の統廃合の状況についてであります。地域の要望を受け、児童数の減少を勘案した適正な教育環境の整備を図ることを目的に、平成31年4月1日に旧吉ヶ沢小学校を小屋瀬小学校に統合し、小学校4校、中学校3校という学校配置になり、現在に至っておるところであります。

ご質問の学校配置についての町の持つ構想についてであります。広大な面積に集落が点在をする本町の条件下において、学校の統廃合は児童生徒にさらなる遠距離通学を強いることにもなるものであります。遠距離通学をすることによる、こういう時代でありますから、児童生徒に対するリスクというのも大きく考えられるものであります。地域に学校がなくなることは、子供と

地域とのつながりが希薄となる懸念もあることから、統合によるスケールメリットのみを判断材料とすることなく、総合的な視点において教育環境の改善が必要と考えております。

そうした中、さらなる児童生徒数の減少を起因とする新たな教育課題が生じていることから、その解決に向け、本年度取り組んでおります、国の地方創生伴走支援制度での支援官とのディスカッションや助言などをいただきながら、新たな少子化時代に即した学校教育の在り方について検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（鈴木満議員）

山岸議員。

5番（山岸はる美議員）

それでは、1件目の質問でありましたが、1問目ではありますが、菜種の菜種油のことですが、安定した助成や指導もあり、作付面積、農家戸数も増加の傾向にあるということでもあります。菜の花は、自然景観もよく、出没が増加する熊や野生動物の人的、物的被害からの防衛策としても、遊休農地を新たに発生させない、また人の手が入ることで、その解消に努めることも期待されるものがあります。

それでは、2問目ではありますが、菜種油は血中コレステロールを低下させる効果が高いということではありますが、より多くの方々にも利用して

いただけるよう、世帯構成数からしても少量サイズのお試し容量の周知や、なかなか町内に行っても、今日私は買って来たんですが、やはり皆さん方もどこで置いているのか分からない方々も多いようではありますが、いろいろな周知や案内も大事であり、今後も様々な返礼品や記念品等、多くの利活用が望まれますし、生産者の生産意欲と地産地消のリサイクルが循環できる体制をさらに努めていただきたいと思います。

2件目ではありますが、移住、定住の支援策についてであります。快適な住まいづくり応援事業、水洗化普及支援事業の制度利用状況であります。たくさんの皆さんから事業をお使いいただいて、その経済効果というのはすごく大きいものと思います。また、町民の居住環境の向上と町内経済の活性化を図ることも目的であるようでもあります。段差のないバリアフリー化や手すりの設置等、また住宅にメンテナンスが入ることで住宅の快適さと延命化につながると考えられます。この先の助成額の上限の見直しの考えはないのか伺います。

議長（鈴木満議員）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（大久保栄作）

お答えいたします。快適な住まいづくり応援事業の担当課としてのお答えをさせていただきたいと思っております。この制度につきましては、先ほど

町長答弁でもございましたとおり、平成 23 年に住宅リフォーム応援事業としてスタートしたものでございまして、これまでも助成内容を何度か見直しながら今に至っているところでございます。

それで、令和 5 年度ですか、令和 5 年度に制度の見直しを、3 回目ぐらいの見直しになるかと思うんですけど、行っております、その際に補助率 5 分の 1 とあったものを現在の 3 分の 1 に引き上げてございますし、補助上限額もそれまで 15 万円であったものを 50 万円というふうに大幅に引上げを行っておるものでございます。そうしたことから、大幅な引上げ見直しを行ってまだ時間もたっていないという状況でございますので、当面は現在の状況を、現行の制度を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（鈴木満議員）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘）

水洗化普及支援事業の制度についてお答えさせていただきますと思います。こちらにつきましては、先ほど町長ご答弁のとおり、平成 26 年から進めておりますけれども、実際には平成 22 年から高齢者等世帯の水洗化普及支援事業を行っております。そこから制度のほうを拡充いたしまし

て、一般世帯のほうでも使えるようにということで、26 年度から水洗化普及支援事業ということで今の形になっております。

そして、当然長年やっております、物価高騰等も発生しております。工事費も相当高くなっておりますので、令和 6 年から補助額のほうを増額いたしまして、それまでは一般世帯ですと上限額 37 万 5,000 円だったものを 42 万 5,000 円へ拡充しておりますし、また高齢者等世帯につきましても 50 万円だったものを 57 万円ということで増額している状況でございます。

議長（鈴木満議員）

山岸議員。

5 番（山岸はる美議員）

ありがとうございます。たくさん補正予算を組みながらも対応しているということは、引上げの効果があったということで、大変了解いたしました。

あとは、2 件目についてであります、空き家バンクの利用状況であります、空き家バンクは町内各地に点在していると思います。地域に新たな人材が入ることで、先ほどから質問でありますように、各自治会の構成員数も増えるということで、自治体の活力源になるものと期待されますし、町の様々なサポート事業の利用で、快適な住まいの中で永住につながることを期待するものであります。

3問目についてであります。新築住宅の支援策であります。町有地の分筆等の考えについてであります。このように建設資材等が高騰する中で、若い人たちに、町には様々な町有地があるということで、こうやって人口が1万7,000人から今5,000人に減ってきた中で、その人たちの、若い人たちが望む、地域にある町有地などは新築住宅の支援策という形に沿ったような感じで、こういうふう売却の検討もされるということで、すごく朗報であると思われ。町内各地にある町有地の利活用は、人口減少が進む中で若い方々の生活支援として、また多方面にマンパワーが広がることにも期待できると思われ。ぜひ積極的に情報発信していただいて、若い方が各町内、各地域にその活力が回るように期待するものであります。

それで、3件目に移りますが、先ほど私質問の中で小学校5校と言ってしまいましたが、4校で訂正させていただきます。

ただいま町長のほうから今後の構想があるというようなお話をいただきました。山村留学制度であります。これは葛巻高校ではあります。当町出身の生徒たちには町内で学びながら、全国各地から様々な教育、あるいは生活環境の違う生徒の皆さんと一緒に教育を受けたり、交流できることのメリットがあり、社会に出る前の大きなステップとなる機会であると思われ。仲間が増えるということは、これまでできなかったクラブ活動や様々な人間性に触れて、仲間づくりや輪も広

がっていくことと思われ。国のほうの指導も受けながら、新たな子供たちがこうやって減っていく中でも、山村留学制度のように、県内においても先駆けたような取組であると思われ。小学校の配置に関してはスピード感を持って進めたいと思われ。その点についてもう一度答弁お願いいたします。

議長（鈴木満議員）

教育長。

教育長（石角則行）

ただいまのご質問に対してご説明をさせていただきます。基本的には、先ほど町長が申し上げましたとおり、これまでも一貫して町としては地域の要望を受けて、それにお応えしてくる形でやってきたということであり。それは何に基づいてということは、平成27年に文科省でも出しております公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中でも、学校に関して言っている部分がありますので、ご紹介させていただきます。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、判断力、問題解決能力を育み、社会性や規範意識を身につけさせることが学校教育では重要であると。そういった中で、一定の学校規模というのは重要視されることはある。その中において大事にされるべきことということで、各地域のコミ

ユニティーの核としての性格を有することが多く、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持ち合わせております。このことから、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進めるものではないことは言うまでもありません。こういったことに鑑み、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとあります。

これを受けまして町では、先ほどの答弁のような繰り返しの回答になりますが、やはり広大な土地面積を持ちます葛巻町の中におきまして、これ以上児童生徒がさらなる遠距離通学となることを強いることはかなりのリスクがあると、そういったことを鑑みながら、慎重に考えていくべきであるということが第一でございます。

しかしながら、違う質問でもありますとおり、新たな少子化時代に即したのほどのような形であるかということで、例えばですが、町では小規模校が深まる学びというので、少人数が、例えば四、五人の学級で深まる、広がる考え方になるだろうか。こういったことを解消するために、A小学校とB小学校をICT、いわゆるインターネットを使って、タブレット端末を使いながら、他校と授業を交換しながら意見を交換する、そういったことで、こういうふうな考えがあるんだということを新たに知ったりとか、そういうことができ

る、そういったのを小学校で進めております。

今後、こちらにつきましては、国の支援官とも相談しながら、国の特区なりを取りながら、町でできる小規模校の在り方、小規模複式の在り方に対応できる新しい教育の在り方というのを果敢に挑戦する町として、教育の分野としても示せるのではないかなと思って、教育の閉塞感をなくすることをまずしっかりとやっていくことが大事だと考えて、今国の地方伴走支援の支援官とも指導を受けながらやっている状況でございます。こういったことも考えながら、適正な規模について、そして今できることもしっかりと検討しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木満議員）

山岸議員。

5番（山岸はる美議員）

町民の皆様も、今新聞紙面等でもいろいろ県立高校の再編等、いろんな情報が入ってきておりますが、どのような方向性で進めていくのかと思っておられると思います。国の伴走支援を受けながら、スピード感を持って周知を進めていくことをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木満議員）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日9月9日から11日までの3日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

なお、議案審査のため、明日9日及び11日は輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 14時22分)